

冷媒用代替フロン使用状況等報告書

(宛先) 京都府知事		2025年7月25日			
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 京都府福知山市東野町1番地		氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 株式会社さとう 代表取締役社長 佐藤 祥一			
前年度に保有していた冷媒用代替フロンを使用した第一種特定製品の台数等	第一種特定製品の種類	前年度			
		年度当初の保有台数	整備台数	廃棄台数	年度末の保有台数
	エアコンディショナー	26 台	3 台	0 台	26 台
	冷蔵機器及び冷凍機器	132 台	17 台	0 台	132 台
前年度に第一種特定製品に充填及び回収を行った冷媒用代替フロンの量	第一種特定製品の種類	代替フロン充填量		代替フロン回収量	
	エアコンディショナー	21.6	キログラム	0	キログラム
	冷蔵機器及び冷凍機器	258.4	キログラム	0	キログラム
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための冷媒用代替フロン使用機器の管理体制	使用時	各事業所において毎月 チェックリストを用いて、冷凍機の簡易点検を実施しています。			
	廃棄時	第一種特定製品の廃棄時には、管理漏れのないようフロン類充填回収業者に依頼しています。			
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための取組の実施状況	使用時	年1度、有資格者による定期点検を実施し、簡易点検では発見しづらい、不具合の前兆を報告いただき、修理対応しています。 また、遠隔での温度異常、冷凍機運転状況を確認し、早期に漏えいを発見できる仕組みを導入しています。			
	廃棄時	充填回収業者からのフロン破壊証明書で回収を確認しています。			
ノンフロン製品又は地球温暖化係数が低い冷媒の製品の導入方針	弊社2021年度より、CO2冷媒の冷凍設備を試験運用しています。 (2021年に他府県の事業所にて導入) また、計画的に R22冷媒ガス冷凍設備をR448A冷媒冷凍設備に入れ替えを進めています。(2023年入替完了)				
特記事項					

注 1 「代替フロン」とは、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）第1条に規定するハイドロフルオロカーボン（HFC）をいいます。

2 「第一種特定製品」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第3項に規定する機器をいいます。